



# 法人県民税法人税割の税率について

## I 通常の場合の税率

平成33年1月31日までに終了する事業年度(平成22年10月1日以後に解散した法人の解散後の各事業年度を含みます。)における税率は、以下のとおりです。

法人区分	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度	平成31年10月1日以後に開始する事業年度
① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	5.8%	4.0%	1.8%
② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(分割法人については分割前の法人税額又は個別帰属法人税額)が年1,000万円を超える法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)			
③ 上記①、②以外の法人	5.0%	3.2%	1.0%

## II 解散の場合の税率

清算所得に対する法人税額、清算中の各事業年度の所得に対する法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割は、次の表の税率となります。

解散の日	税率
平成3年2月1日から平成22年9月30日まで	5.8%
昭和56年8月1日から平成3年1月31日まで	6.0%

注) 平成22年10月1日以後に解散した法人の解散後の各事業年度はIの税率が適用されます。

## III 税率の適用に当たっての留意事項

1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかは、次の表の申告の区分に応じ、それぞれの基準日現在の資本金の額又は出資金の額により判断してください。

申告区分	基準日
確定申告又は修正申告	当該事業年度終了の日
仮決算に基づく中間申告	当該事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日

2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(千円未満の端数切り捨て前の金額。以下「法人税額等」という。)が、年1,000万円を超えるかどうかは、次により判定してください。

(1) 埼玉県内だけに事務所等を有する法人

確定申告 又は 修正申告	事業年度が1年の場合	申告書の⑥の額(ただし、千円未満の端数切り捨て前の金額。以下同じ)が、1,000万円を超えるか否か。
	事業年度が1年に満たない場合	申告書の⑥の額が、次の早見表の月数に対応する法人税額等年1,000万円に相当する額を超えるか否か。
仮決算に基づく中間申告		申告書の⑥の額が、500万円を超えるか否か。

注) 上記の表の申告書とは地方税法施行規則第6号様式のことです。

## ○ 早見表

(単位:円)

事業年度の月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
法人税額等年1,000万円に相当する額	833,333	1,666,666	2,500,000	3,333,333	4,166,666	5,000,000
事業年度の月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人税額等年1,000万円に相当する額	5,833,333	6,666,666	7,500,000	8,333,333	9,166,666	10,000,000

注) 事業年度の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数は切り上げてください。

(2) 複数の都道府県に事務所等を有する法人

前記(1)の「申告書の⑥の額」を「課税標準の分割に関する明細書(地方税法施行規則第10号様式)の⑥の額」に置き換えて判断してください。

## 法人事業税の税率について

※ I～Ⅲのうち平成31年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税が適用となります（9ページを参照してください。）

### I 所得等課税事業に係る税率（清算中の各事業年度の所得等を含みます。） 平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度

法人の区分			課税標準の区分	税率	
特別法人以外の法人	A 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（※1）	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	2.9%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	1.5%
		年400万円を超え 年800万円以下の金額		2.2%	
	年800万円を超える金額	2.9%			
	付加価値額			一律	0.48%
	資本金等の額			一律	0.2%
B 上記以外の法人	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	5.3%	
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	2.7%
	年400万円を超え 年800万円以下の金額	4%			
	年800万円を超える金額	5.3%			
C 特別法人 (協同組合等) (※2, 3)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	3.6%	
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	2.7%
年400万円を超える金額	3.6%				

注) 平成20年9月30日以前に開始する事業年度についてはV1(1)と(2)参照

### 平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度

法人の区分			課税標準の区分	税率	
特別法人以外の法人	A 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（※1）	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	4.3%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	2.2%
		年400万円を超え 年800万円以下の金額		3.2%	
	年800万円を超える金額	4.3%			
	付加価値額			一律	0.48%
	資本金等の額			一律	0.2%
B 上記以外の法人	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	6.7%	
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	3.4%
	年400万円を超え 年800万円以下の金額	5.1%			
	年800万円を超える金額	6.7%			
C 特別法人 (協同組合等) (※2, 3)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	4.6%	
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	3.4%
年400万円を超える金額	4.6%				

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度

法人の区分			課税標準の区分	税率	
特別法人以外の法人	A 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(※1)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	3.1%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	1.6%
		付加価値額		年400万円を超え 年800万円以下の金額	2.3%
			資本金等の額	年800万円を超える金額	3.1%
	B 上記以外の法人	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	6.7%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	3.4%
C 特別法人(協同組合等)(※2, 3)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人		一律	4.6%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額 年400万円を超える金額	3.4% 4.6%

平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度

法人の区分			課税標準の区分	税率	
特別法人以外の法人	A 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(※1)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	0.7%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	0.3%
		付加価値額		年400万円を超え 年800万円以下の金額	0.5%
			資本金等の額	年800万円を超える金額	0.7%
	B 上記以外の法人	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	6.7%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	3.4%
C 特別法人(協同組合等)(※2, 3)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人		一律	4.6%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額 年400万円を超える金額	3.4% 4.6%

平成31年10月1日以後に開始する事業年度

法人の区分			課税標準の区分	税率	
特別法人以外の法人	A 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(※1)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律	3.6%
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	1.9%
		年400万円を超え 年800万円以下の金額		2.7%	
	年800万円を超える金額	3.6%			
	付加価値額	一律	1.2%		
	資本金等の額	一律	0.5%		
B 上記以外の法人	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	9.6%	
			年400万円以下の金額	5%	
	② 上記①以外の法人	年400万円を超え 年800万円以下の金額	7.3%		
		年800万円を超える金額	9.6%		
C 特別法人(協同組合等) (※2, 3)	所得金額	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	6.6%	
			② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	5%
年400万円を超える金額	6.6%				

※1 公益法人等、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。  
なお、上記の表におけるAに該当する法人を、以下「外形対象法人」といいます。

※2 特別法人とは、地方税法第72条の24の7第5項に掲げる法人をいい、例えば次の法人があります。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、一定の農事組合法人
- ② 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ③ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会
- ④ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ⑤ 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会
- ⑦ 森林組合、森林組合連合会、一定の生産森林組合
- ⑧ 農林中央金庫
- ⑨ 医療法人

※3 一定の協同組合の税率

租税特別措置法第68条第1項に規定する法人(特定の地域に居住する者を対象とする協同組合であって、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数が50万人以上、かつ、店舗の売上高が1,000億円以上であるもの)については、以下のように読み替えます。

	読み替え前	読み替え後
平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	3.6%	3.6%(所得のうち年10億円を超える金額については4.3%)
平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度		
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	4.6%	4.6%(所得のうち年10億円を超える金額については5.5%)
平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度		
平成31年10月1日以後に開始する事業年度	6.6%	6.6%(所得のうち年10億円を超える金額については7.9%)

注) 平成20年9月30日以前に開始する事業年度についてはV1の※印参照

## II 収入金額課税事業に係る税率

区 分	税率
平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	0.7%
平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	0.9%
平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	
平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度	
平成31年10月1日以後に開始する事業年度	1.3%

注) 平成20年9月30日以前に開始する事業年度についてはV2参照

## III 解散による清算所得に対する税率（一部分配・清算確定の申告の場合）

区 分	特別法人	特別法人以外
平成20年10月1日から平成22年9月30日までの間に解散した場合	3.6%	5.3% (外形対象法人は2.9%)

注) 平成20年9月30日以前に解散した法人についてはV3参照

なお、平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産確定の日を含む事業年度については、Iの税率が適用されます。

## IV 税率の適用に当たっての留意事項

- 1 複数の都道府県に事務所等を有する法人の所得の区分は、関係都道府県に分割する前の所得によってください。
- 2 事業年度が1年に満たない場合、「年400万円」とあるのは「年400万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年800万円」とあるのは「年800万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年10億円」とあるのは「年10億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と読み替えてください。  
この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数は切り上げてください。仮決算に基づく中間申告の場合は、当該事業年度開始の日から6か月の期間を1事業年度とみなして読み替えを行ってください。
- 3 「事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上」であるかどうかの判定は、各事業年度終了の日（仮決算に基づく中間申告の場合は、その事業年度開始の日から6か月の期間の末日）の現況によってください。

## V 過去の事業年度の適用税率

### 1 所得等課税事業に係る税率（清算中の各事業年度の所得等を含みます。）

#### (1) 平成16年4月1日から平成20年9月30日までに開始する事業年度

法人の区分		課税標準の区分	税率	
特別法人以外の法人	A 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人	① 事務所等の所在する都道府県が3以上の法人	一律 7.2%	
		② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額	3.8%
			年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5%
		年800万円を超える金額	7.2%	
		付加価値額	一律 0.48%	
		資本金等の額	一律 0.2%	
B 上記以外の法人	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	9.6%	
		年400万円以下の金額	5%	
	② 上記①以外の法人	年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%	
		年800万円を超える金額	9.6%	
C 特別法人（協同組合等） （※）	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	6.6%	
		② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額 5% 年400万円を超える金額 6.6%	

#### (2) 平成11年4月1日から平成16年3月31日までに開始する事業年度

法人の区分		所得の区分	税率
A 特別法人以外の法人	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	9.6%
		年400万円以下の金額	5%
	② 上記①以外の法人	年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%
		年800万円を超える金額	9.6%
B 特別法人（協同組合等） （※）	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	一律	6.6%
		② 上記①以外の法人	年400万円以下の金額 5% 年400万円を超える金額 6.6%

#### ※ 一定の協同組合の税率

租税特別措置法第68条第1項に規定する法人（特定の地域に居住する者を対象とする協同組合であって、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数が50万人以上、かつ、店舗の売上高が1,000億円以上であるもの）については、以下のように読み替えます。

読み替え前	読み替え後
6.6%	6.6%（所得のうち年10億円を超える金額については7.9%）

### 2 収入金額課税事業に係る税率

区 分	税率
平成11年4月1日から平成20年9月30日までに開始した事業年度	1.3%

3 解散による清算所得に対する税率（一部分配・清算確定の申告の場合）

区 分	特別法人	特別法人以外
平成16年4月1日から20年9月30日までに解散した場合	6.6%	9.6% (外形対象法人は7.2%)
平成11年4月1日から16年3月31日までに解散した場合	6.6%	9.6%

4 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に係る税率  
（平成12年11月30日以後開始する計算期間）

	法人の区分	所得の区分	税率
の 特 別 法 人 以 外	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	— 律	9.6%
		年400万円以下の金額	5%
	② 上記①以外の法人	年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%
年800万円を超える金額		9.6%	
特 別 法 人	① 事務所等の所在する都道府県が3以上、かつ資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	— 律	6.6%
		年400万円以下の金額	5%
	② 上記①以外の法人	年400万円を超える金額	6.6%

## 地方法人特別税の税率について

### I 課税標準と税率

平成31年10月1日以後に開始される事業年度から地方法人特別税は廃止されます。

(平成20年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度)

法人の区分	課税標準	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度
付加価値割、資本割、所得割の合算額によって法人事業税を課税される法人 <b>(外形対象法人)</b>	基準法人所得割額  (地方税法の規定によって計算した所得割額)	148%	67.4%	93.5%	414.2%
所得割額によって法人事業税を課税される法人 <b>(外形対象法人以外の法人)</b>		81%	43.2%	43.2%	43.2%
収入割額によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	81%	43.2%	43.2%	43.2%

注) 基準法人所得割(収入割)額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額となります。

### II 地方法人特別税の算出の方法

まず法人事業税の所得割額又は収入割額を算出します。そして算出した所得割額又は収入割額に上記の税率を乗じて算出します。

〈法人事業税の計算式〉

$$\text{所得金額又は収入金額} \times \text{税率 (3~5ページを参照)} = \text{所得割額 又は 収入割額}$$

〈地方法人特別税の計算式〉

$$\text{基準法人所得割額 又は 基準法人収入割額} \times \text{税率 (上記税率を参照)} = \text{地方法人特別税}$$

### Ⅲ 申告書記載例

摘 要		課 税 標 準	税 率 <sup>(100)</sup>	税 額
所 得 割	所得金額総額 (⑤-⑧)又は別表5⑤	32590813		
	年400万円以下の金額	4000000	3.4	136000
	年400万円を超え年800万円以下の金額	4000000	5.1	204000
	年800万円を超える金額	24590000	6.7	1674500
計 ⑦+⑧+⑨	32590000		1987500	
軽減税率不適用法人の金額	000		00	
付 加 価 値 割	付加価値額総額			
	付 加 価 値 額	000		00
資 本 割	資本金等の額総額			
	資 本 金 等 の 額	000		00
収 入 割	収入金額総額			
	収 入 金 額	000		00

算定された税額が地方  
法人特別税の課税標準  
額（基準法人所得割  
額・基準法人収入割額）  
となります。  
千円未満の端数も含  
めて全額課税標準額  
になります。

上記の税額に地方法人  
特別税の税率を乗じた  
額が、地方法人特別税  
額となります。

(省略)

摘 要		課 税 標 準	税 率 <sup>(100)</sup>	税 額
所得割に係る 地方法人特別税額	⑫	1987500	43.2	858600
収入割に係る 地方法人特別税額	⑬	00		00
合計地方法人特別税額 (⑫+⑬)				858600

## 添付書類について

法人県民税・事業税の確定申告・修正申告を行う際には、次の区分ごとに必要なものを添付してください。

- 1 当該事業年度又は当該事業年度開始の日前9年以内の事業年度において欠損金額、個別欠損金額又は災害損失金額がある場合（平成20年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額、個別欠損金額又は災害損失金額については「9年以内」ですが、法人の同日前に開始した事業年度においては「7年以内」です。また、平成30年4月1日以降開始事業年度について生じた欠損金額、個別欠損金額または災害損失金額については「10年以内」となります。）  
「第6号様式別表9」（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）
- 2 複数の都道府県に事務所等を有するため、課税標準の総額を分割する必要がある場合（**所得金額が欠損のため分割すべき課税標準額がない場合も含む。**）  
「第10号様式」（課税標準の分割に関する明細書）
- 3 埼玉県内に主たる事務所等を有する法人（埼玉県だけに事務所等を有する法人を含む。）が、当該事業年度中に課された道府県民税利子割の額を法人県民税法人税割額から控除する場合、又は控除しきれない額について還付を受けようとする場合（平成27年12月31日までに支払いを受ける利子割額に限る。（P13参照））
  - ①「第9号の2様式」（利子割額の控除・充当・還付に関する明細書）
  - ②「第9号の3様式」（利子割額の都道府県別明細書）なお、「法人税法施行規則別表6（1）」の写しも添付するようお願いします。
- 4 連結法人が申告する場合及び連結法人であった法人が申告する場合  
「第6号様式別表1」（課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書）
- 5 控除対象個別帰属調整額が発生する場合又は当該額を法人税割の課税標準から控除する場合  
「第6号様式別表2」（控除対象個別帰属調整額の控除明細書）
- 6 控除対象個別帰属税額が発生する場合又は当該額を法人税割の課税標準から控除する場合  
「第6号様式別表2の2」（控除対象個別帰属税額の控除明細書）
- 7 当該事業年度の前9年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を、法人税割の課税標準から控除する場合  
「第6号様式別表2の3」（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）
- 8 外国の法人税等の額を法人県民税法人税割額から控除する場合
  - ①「第7号の2様式」（外国の法人税等の額の控除に関する明細書）
  - ②「第7号の2様式別表1」（控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書）
  - ③「第7号の2様式別表2」（控除限度額の計算に関する明細書）
- 9 特定寄附金を支出した場合において法人県民税法人税割額から控除しようとする場合又は法人事業税額から控除する場合  
「第7号の3様式」（特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書）

## 10 外形対象法人

区 分	添付書類
全ての外形対象法人	①「第6号様式別表5の2」（付加価値額及び資本金等の額の計算書） ②「第6号様式別表5の3」※（報酬給与額に関する明細書） ③「第6号様式別表5の4」※（純支払利子に関する明細書） ④「第6号様式別表5の5」※（純支払賃借料に関する明細書） ⑤ 貸借対照表 ⑥ 損益計算書
外国に恒久的施設を有する法人、又は非課税事業等を行う法人	①「第6号様式別表5の2の2」（付加価値額に関する計算書） ②「第6号様式別表5の2の3」（資本金等の額に関する計算書） 注）②の書類は、収入金額課税事業を行う法人も添付が必要です。
持株会社に係る特例の適用を受ける法人	「第6号様式別表5の2の4」（特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書）
労働者派遣等を受けた法人又は労働者派遣等をした法人	「第6号様式別表5の3の2」※（労働者派遣等に関する明細書）
平成28年度税制改正の経過措置として法人事業税の控除を受ける法人	「第6号様式別表5の6」（雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書）
	「第6号様式別表5の7」（平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書）

※印を付した書類については、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県にのみ提出してください。

埼玉県内に主たる事務所等を有する外形対象法人については、「法人税法施行規則別表4、別表5（1）」の写しも添付するようお願いいたします。

## 利子割額の控除・充当・還付制度について

法人が支払を受けた利子等に対して利子割が課された場合、法人県民税法人税割から当該利子割額に相当する額を控除することとなります。また、控除しきれない利子割相当額については還付し、又は当該法人の未納にかかる徴収金に充当することとなります。

なお、平成28年1月以降に支払いを受ける利子等について、法人に対する利子割課税が廃止されます。これに合わせて、県民税法人税割から利子割額を控除または県民税均等割に充当する制度も廃止されます。

利子割額の県民税法人税割からの控除・均等割への充当は、平成27年12月31日までに支払いを受ける利子割額に限られますのでご注意ください。

申告書（第6号様式）につきましては、「中間・確定・修正申告書（第6号様式）（平成27年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度用）」を使用してください。

### 1 注意事項

この制度の適用を受けるためには、申告書又は更正請求書に利子割額及び利子割額に関する計算の記載があり、かつ、「第9号の2様式」及び「第9号の3様式」を添付することが必要です。この要件を欠くと、制度の適用を受けられない場合があります。

また、控除（還付、未納に係る徴収金への充当を含む。）される利子割額は、申告書に記載された金額を限度とします。

### 2 控除の方法等

(1) 次の申告等を行う場合、当該申告納付すべき法人税割額から、当該申告等に係る期間中に課された利子割額を控除することができます。

- ① 仮決算に基づく中間申告
- ② 確定申告
- ③ 清算予納申告
- ④ 清算確定申告
- ⑤ 更正の請求

(2) 次の申告等を行う場合で法人税割額から控除しきれなかった利子割額があるときは、当該控除しきれない額の還付を受けることができます。ただし、他に未納の徴収金があるときは、当該徴収金に充当されます。

- ① 確定申告
- ② 清算予納申告  
(旧法人税法第119条（清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合の特例）の適用がある場合に限り。）
- ③ 清算確定申告
- ④ 更正の請求

注) 複数の都道府県において事務所等を有する法人が利子割額に係る控除・充当・還付を請求する場合は、主たる事務所等の所在する都道府県に一括して請求します。

また、事業年度の中途において主たる事務所等に移転した場合には、期末現在の主たる事務所等の所在する都道府県に請求します。

### 3 利子割還付額と均等割額を相殺し、残額を納付する場合

(1) 申告書の記載方法

申告書下段右にある利子割還付額の均等割への充当の欄の「 希望する」の口にし点を記入してください。充当後に残額がある場合は、口座番号も記入してください。

ただし、申告書上は相殺せず、均等割額は本来の納付すべき額全額を記入し、利子割還付額も相殺する前の金額を記入してください。

(2) 納付の方法

相殺後に納付すべき均等割額がある場合は、納付書に相殺後の金額だけを記入してください。税額に100円未満の金額があっても端数処理はしないでください。

### 4 更正の請求の適用開始時期について

控除される利子割額の増額に伴う法人県民税法人税割額の更正請求については、平成23年12月2日以後に申告書の提出期限の到来する事業年度から対象となります。



## 第 6 号様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限りません。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地を所管する県税事務所に1通を提出してください。
- (3) 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、法第23条第1項第4号の5イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。
  - ①無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人（法第23条第1項第4号の5イ(1)） 剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
  - ②無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人（法第23条第1項第4号の5イ(2)） 資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
  - ③剰余金を損失の填補に充てた法人（法第23条第1項第4号の5イ(3)） 剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書 等）

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」	修正申告等の場合は、納税番号を記載してください。	
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者（外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産若しくは事業の管理又は経営の責任者及び経理の責任者）が自署し、押印します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
7 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親	

欄	記載のしかた	留意事項
	法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日)を記載します。	
8 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
9 「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
10 「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人 (ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。) (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
11 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
12 「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人 ((3)に掲げる法人を除きます。) 法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額	

欄	記載のしかた	留意事項			
13 「道府県民税・事業税・地方人特別税の申告書」	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」</p>	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。			
14 「※入力確認」	記載する必要はありません。				
15 <table border="1" data-bbox="300 571 395 786"> <tr><td>別送表付等要否</td></tr> <tr><td>要</td></tr> <tr><td>否</td></tr> </table>	別送表付等要否	要	否	<p>県税事務所から送付する別表等の用紙を使用する場合は「要」欄に○を、県税事務所から送付する用紙以外の別表等の用紙を使用しているため、翌事業年度以降別表等の用紙の送付が不要な場合は、「否」欄に○をしてください。</p> <p>現在、「送付不要」としている法人が、翌事業年度以降別表等の用紙の送付が必要となった場合は、別途、所管県税事務所へ連絡してください。</p>	
別送表付等要否					
要					
否					
16 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、別紙1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。(2)及び(3)においても同じです。)</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額を加算額（別表1(1)の5の欄）リース特別控除取戻税額（別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>			
17 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除）（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(6)）の22の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第3項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第6項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>			

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>法人税の明細書（別表 6 (8)）の10の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第7項（平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (9)）の22の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (15)）の19の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (16)）の19の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (18)）の18の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (19)）の38の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (20)）の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (23)）の22の欄の金額</p> <p>(注)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日（平成29年7月31日）以後に変更</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (17)）の18の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (18)）の18の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表 6 (19)）の38の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(20))の10の欄の金額</p> <p>(11)租税特別措置法第42条の12の5第1項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(23))の22の欄の金額</p>	
18 「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
19 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
20 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の⑤の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。

欄	記載のしかた	留意事項
		(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22 「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{\quad}{100}$ ) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算してください。	(1) 税率は、「法人県民税法人税割の税率について」を参照してください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23 「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑳の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24 「外国の法人税等の額の控除額⑨」	第7号の2様式(その1)の㉑の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉒の欄の当該都道府県分の金額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
25 「差引法人税割額⑦-⑧-⑨-⑩-⑪」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の㉓の欄の金額を記載してください。	
26 「既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑫」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の⑬の欄の金額についても記載します。	
27 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑬」	「㉔の欄の金額-⑫の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
28 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑭」	この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
29 「 $\frac{\text{円} \times \text{㉕}}{12}$ ⑯」	この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。	均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の

欄	記載のしかた	留意事項
		<p>額を用います。</p> <p>ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。</p>
<p>30 「この申告により納付すべき道府県民税額 ⑭+⑮ ⑰」</p>	<p>⑭又は⑮の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑭又は⑮の欄を零として計算します。</p>	
<p>31 「⑰のうち見込納付額 ⑳」</p>	<p>法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。))を含みます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>	
<p>32 事業税の「所得割」(㉔から㉙までの欄)</p>	<p>(1) ㉔の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉓の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉖の欄の金額から㉗の欄の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕から㉙までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉔の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を㉕の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉕及び㉖の各欄に、年800万円を超えるときにはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉕、㉖及び㉗の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉕の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉕の欄に、年400万円を超える金額を㉖の欄にそれぞれ記載します。</p>	<p>(1) 収入金額課税法人(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人)は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉔の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉔の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉕の欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出し、㉔の欄の金額が800万円を超えるときの㉕の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉕及び㉖の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控</p>

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(二) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉗の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉗の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉘の欄に、年10億円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉑の欄の課税標準の額は、法72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉗から㉙までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては解散の日）において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p> <p>(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉚の欄に記載します。</p>
33 「付加価値割」 (㉚及び㉛の欄)	<p>(1) ㉚の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉛の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉚の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>34 「資本割」 (㉔及び㉕の欄)</p>	<p>(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉔の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>35 「収入割」 (㉖及び㉗の欄)</p>	<p>収入金額課税法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ㉖の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあつては第6号様式別表6の⑦の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑱の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(注)原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律(平成29年法律第30号)の施行の日以後に変更</p> <p>(1) ㉖の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあつては第6号様式別表6の⑧の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑱の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>36 「平成28年改正法附則第5条の控除額」 (㉙)</p>	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第7項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人が、次に掲げる事業年度の</p>	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑯」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度 第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉑」の欄の金額</p>	
37 「事業税の特定寄附金税額控除額⑳」	第7号の3様式の㉑の欄の金額を記載します。	
38 「租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉒」	<p>「㉒の欄の金額－㉓の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
39 「この申告により納付すべき事業税額㉔－㉕－㉖ ㉗」及び「㉗の内訳」の各欄(㉘から㉙までの欄)	㉗の欄は、㉔の欄から㉕の欄及び㉖の欄の金額を控除した金額を記載し、㉘から㉙までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㉘から㉙までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	<p>「㉗の内訳」の各欄の記載における㉘の欄の金額の控除については、㉚の欄、㉛の欄の順に行います。</p> <p>「㉗の内訳」の各欄の記載における㉔の欄の金額の控除については、㉜の欄、㉝の欄、㉞の欄の順に行います。</p>
40 「㉗のうち見込納付額㉟」	㉟の欄は法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41 「差引㉟－㊱ ㊲」	㊲の欄は、㉟の欄から㊱の欄の金額を控除した金額を記載します。	
42 「所得割に係る地方法人特別税額㊳」(㊴の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計㊵」又は「軽減税率不適用法人の金額㊶」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計㊷」又は「軽減税率不適用法人の金額㊸」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43 「収入割に係る地方法人特別税額㊹」(㊴の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㊺」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用されている法人については、第6号様式別表14の「収入金額㊻」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44 「差引地方法人特別税額㊼－㊽ ㊾」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
45 「租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額(58)」	<p>「(56)の欄の金額－(57)の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う地方法人特別税額」とのいずれか少ない金額」を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
46 「この申告により納付すべき地方法人特別税額 (56)－(57)－(58) (59)」	(59)の欄は、(56)の欄から(57)の欄及び(58)の欄の金額を控除した金額を記載します。	
47 「(59)のうち見込納付額(60)」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、地方法人特別税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
48 「差引(59)－(60)(61)」	(61)の欄は、(59)の欄から(60)の欄の金額を控除した金額を記載します。	
49 「所得金額の計算の内訳」(62)から(68)までの欄)	<p>第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。</p> <p>(1) (62)の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の33の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の41の欄の金額を記載します。</p> <p>ただし、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4の2付表)の7の欄に記載された金額がある場合には、その金額を41の欄の金額に加算した金額を記載してください。</p> <p>(2) (63)の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の33の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の41の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。</p> <p>(3) (64)の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。</p> <p>(4) (65)の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の計欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。</p> <p>(5) (66)の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額を記載します。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	(6) ⑥⑧の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑫の欄若しくは第6号様式別表11の⑪の欄の金額を記載します。	
50 「法人税の所得金額又は個別所得金額⑥⑨」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の48の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
51 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦⑩」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑭、④⑤及び⑤⑨の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
52 「還付請求」の「中間納付額⑦⑪」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、⑭の欄又は⑱の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、④⑤の欄に記載した事業税額及び⑤⑨の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。	
53 「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
54 「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額) (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)	
55 「申告期限の延長の処分(承認)の有無の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	

欄	記載のしかた	留意事項
56 「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	<p>次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)</p> <p>(2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p>	
57 「法人税の申告書の種類」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」</p> <p>(2) その他の申告書を提出する法人 「その他」</p>	
58 「翌期の中間申告の要否」	<p>次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうち特別控除戻税額等がある場合には、当該特別控除戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)</p> <p>(2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうち個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人</p>	
59 「国外関連者の有無」	<p>外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。</p>	

## 第 9 号 の 2 様 式 記 載 の 手 引

※利子割額の県民税法人税割からの控除・均等割への充当及び還付は、平成27年12月31日までに支払いを受ける利子割額に限られますのでご注意ください。

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法人が支払いを受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額等を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) この明細書は、まず、下段の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」（「④」以下）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「5」まで）を記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「その他4」	法第23条第1項第14号に規定する利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの（定期積金・掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等）を記載します。	
4 「収入金額①」	課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）中に支払を受けた金額（所得税・利子割込みの金額をいい、算定期間の末日までにその利払期の到来しているものに限ります。）を記載し、「①について課された利子割額②」には、その支払を受ける金額について課された利子割額を記載します。	
5 「②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他4」には、「①について課された利子割額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子2」及び「投資信託の収益の分配3」には、公社債利子等の計算期間のうち元本を所有していた期間（以下「元本の所有期間」といいます。）に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	
6 「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」	元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、政令第9条の8第2項（種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法）の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、政令第9条の8第3項（元本の増加分について利子割額の2分の1を控除する簡	銘柄別簡便法による場合には、①公社債②投資信託の受益証券の2グループに区分し、さらにその元本

欄	記載のしかた	留意事項
	便算法)の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。	を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属する元本のすべてについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用します。
7 「公社債利子等の計算基礎期間⑥」及び「⑥のうち元本所有期間⑦」	月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。	
8 「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳	⑩について課された利子割額を、当該利子割額を特別徴収した法第71条の10に規定する特別徴収義務者が申告納入した都道府県ごとに区分し、記載します。	
9 「公社債利子等の計算期末の所有元本数等⑫」及び「公社債利子等の計算期首の所有元本数等⑬」	公社債については所有元本の額面金額により、投資信託については所有元本の数により記載します。	
10 「 $\frac{⑫-⑬}{2}$ 又は12 ⑭」	<p>(1) 公社債利子等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合</p> $\frac{⑫ - ⑬}{2 \text{ 又は } 12}$ <p>(2) 公社債利子等の計算期間が1年を超えるものであるものの元本の場合</p> $\frac{⑫ - ⑬}{2 \text{ 又は } 12}$	
11 「控除・充当・還付を受ける利子割額⑯」の「都道府県別内訳」	<p>銘柄ごとの「控除・充当・還付を受ける利子割額⑯」の総額に「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳を乗じ「⑩について課された利子割額⑪」の総額で除して計算した金額を記載します。</p> <p>なお、按分した後の金額は、小数点以下四捨五入することとし、これらの金額の合計額が銘柄ごとの「控除・充当・還付を受ける利子割額⑯」の総額と一致しないときは、「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳の最も多い都道府県において調整します。</p>	

# 申告納付時の注意事項等について

## 1 納付書の記入について

法人県民税・事業税・地方法人特別税納付書を作成する際は、以下の記載例に従って記入してください。

※ 各県税事務所より送付されるプレプリント申告書については1～8までを印字しています。  
金額を訂正する場合は、法人の印鑑（認印）を押して下さい。

### ＜記載例＞

都道府県コード		地方 法人 特別 税 額 収 証 書 (公)	
110001		埼玉県	
埼玉県		口座番号	加入者名
所在地及び法人名		00160-5-960410	埼玉県県税事務所長
〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂3-15-1 株式会社 ○○○○ 様			
年号	年度	税目	事業年度の始期
4	29	99	31
28・04・01		4	28 04 01
事業年度等		納税番号	調定
28・04・01 から 29・03・31 まで		999999999	51
納付区分		納付区分	
28・04・01 から 29・03・31 まで		納付区分	
法人県民税	法人税割額	01	6 5 0 0 0 0
	均等割額	02	5 0 0 0 0 0
	延滞金	03	
	計	04	7 0 0 0 0 0
法人事業税・地方法人特別税	所得割額	05	1 5 7 1 2 0 0
	付加価値割額	06	
	資本割額	07	
	収入割額	08	
	地方法人特別税額	09	6 7 8 7 0 0
	計 (05~09)	10	2 2 4 9 9 0 0
	延滞金	11	
	過少申告加算金	12	
	不申告加算金	13	
	重加算金	14	
計 (10~14)	15	2 2 4 9 9 0 0	
合計額	16	¥ 2 9 4 9 9 0 0	
納期限	平成29年5月31日		
課税事務所	県税		
領収日付印			

1 所在地及び法人名  
ゴム印で押捺する場合は、2～3枚目の押印もれに注意してください

2 年度  
県税事務所に申告する年度  
3 県税  
県税コード  
4 事業年度の始期  
事業年度の始まりの日  
(下段の事業年度等の始期と同じ日)  
5 調定  
申告区分に合わせた調定コード  
6 納税番号  
埼玉県固有の9桁の番号を記入  
7 事業年度等  
事業年度の始期と終期  
8 納付区分  
該当するものを選択(5と同じ)

9 法人県民税  
法人税割・均等割それぞれの納付額を記入  
「計(04)」に01から03の合計額を記入

10 法人事業税・地方法人特別税  
法人事業税・地方法人特別税それぞれの納付額を記入  
「計(10)」には05～09の合計額を記入  
**※「計(15)」の金額は「計(10)+11～14」となるので注意**

11 合計(16)  
法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の合計額を記入  
**※「計(04)」+「計(15)」=「計(16)」**

## 2 申告書用紙送付の際における別表等用紙の送付について

これまで埼玉県においては、申告書（地方税法施行規則第6号様式。以下「申告書」といいます。）の用紙を納税者の方々に送付する際に、別表等の用紙も併せて送付していました。しかし、市販税務ソフトウェアの普及等により、県が送付する別表等の用紙を使用せずに申告する納税者の方々が増えてまいりました。そこで平成16年4月1日開始事業年度に適用される「申告書」より、「申告書」の欄外に「別表等送付要否」欄を設け、納税者の方々が希望しない場合には、翌事業年度より別表等の用紙の送付を取りやめることとしました。

つきましては、別表等の用紙の送付に関して、下記のとおり「申告書」の「別表等送付要否」欄に記入していただきますようお願いします。

- (1) 別表等の用紙の送付を希望する場合  
「申告書」における「別表等送付要否」欄の「要」欄に○印をしてください。
- (2) 別表等の用紙の送付を希望しない場合  
「申告書」における「別表等送付要否」欄の「否」欄に○印をしてください。  
この場合、翌事業年度からは、「申告書」及び納付書の用紙のみが送付され、別表等の用紙及び申告書等記載の手引きは送付されません。
- (3) (1) 及び (2) の取扱いを変更する場合  
変更後の取扱いに○印をするとともに欄外に括弧書きで変更である旨記載してください。
- (4) その他  
ここでいう別表等とは、確定申告をする際に埼玉県より事前に定期的に送付される用紙のうち、「申告書」及び納付書以外の用紙をいいます。なお、本取扱いは、予定申告書（地方税法施行規則第7号様式）の送付については関係ありません。

## 3 確定申告により還付額が発生する場合について

確定申告により中間納付額や利子割額の還付（平成27年12月31日までに支払いを受ける利子割額に限ります。）を受けようとする場合においては、第6号様式の「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」欄に金融機関名と口座番号を必ず記入してください。

※ 過年度分において還付を受けており、金融機関名等に変更がない場合でも記入をお願いします。

還付請求	中間納付額	①	.....	.....	.....
	還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行	支店	口座番号(普通・当座)	